

令和 7 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 令和 7 年陳情第 1 2 号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについて 1
-

令和 8 年 3 月 9 日（月曜日）

議会運営委員会会議録

令和8年3月9日 月曜日

午後2時05分開議

午後2時16分開議（実時間11分）

○本日の会議に付した案件

1. 令和7年陳情第12号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについて

○本日の会議に出席した者

委員長	山本幸廣君
副委員長	田方芳信君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	谷口徹君
委員	橋本幸一君
委員	成松由紀夫君
委員	深田浩介君
委員	村川清則君
委員	山本敬晃君
議長	高山正夫君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○記録担当書記 松崎広平君
荒木朋美君

（午後2時05分 開会）

○委員長（山本幸廣君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）本会議お疲れさまでございました。

定足数に達しましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、タブレット端末のレジュメのとおりであります。

◎令和7年陳情第12号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについて

○委員長（山本幸廣君） それでは、令和7年陳情第12号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、本陳情について御意見等はありませんか。

○委員（谷口徹君） 本議会が規定してるこの八代市議会陳情書取扱基準というのを読み直してみたんですけども、この陳情された方のおっしゃるとおり、非常に分かりにくいような内容ですので、ぜひ見直しをお願いしたいというのが私の意見です。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） この取扱基準自体が前期の結構後半に決定されたこともあるということが一つと、あと、先日、愛知県のほうに視察に行った際に、安城市と一宮市、どっちが、安城市が先やったかな、安城市でも、議員さんに配付するのみということでありましたし、安城市では、市内の方で持参した方のみ、その案件のみ審査するということでしたけれども、次に行った一宮市では、審査すらしめない。市外市内関係なく、審査すらしめないということで、議員さんに送付するのみということでしたので、そういうことを鑑みれば、不採択でもいいのかなと思いますけれども、さっき谷口さんのような意見もございますので、審議未了で行っていただければということをお願いしたいと思います。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 今、村川団長言われたとおりであって、視察したときの皆さんの雰囲気もそうだったんですが、従前のうちの取扱いがかなり複雑っていうことではないわけで、本当、委員長がうなずかれてると思いますね。

愛知県は、特に議員さんたちの事前の聞き取りであつたりとか、そういったところで調整しながら、議員さん方の理解度と協力的なところが印象的なところがありましたし、従前の対応で何ら違和感はないんじゃないかなと私は思いました。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今、谷口委員から先に意見が出たんですけど、分かりづらいという部分は確かに私も感じております。

この陳情については、市内のものと市外のものに分けることなく全部受け止めてくれと、そういうふうな趣旨だというふうに思っているんですが、私は、両方、市内も市外の方も受け入れるということではなくて、現状運用している前のルールですね、市内の方は郵送、持込み両方だったと思うんですけど、市外の方については持込みだけ、郵送は受け付けませんよというルールになっていたというふうに思います。その時期の運用の仕方にしたいと。現状のルールを基準にしたら、前期の運用ルールに戻したいというふうな思いがありますので、この陳情に対しては審議未了をお願いをしたいなというふうに思っているところです。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

○委員（成松由紀夫君） 以前の取扱い、今の状況がこやんごとなってきたのは、以前はいっぱい熊本のある地域から来て、山本議長当時だったかと思います、坂田市長当時だったかと思いますが、いろいろ来ってから、いろいろ一回一回諮って、特に文教なんかは陳情だけで1

0本近く扱ったりとか、そういう煩雑な経緯もあって今のところに落ち着いたと思うので、そこら辺が、この間、愛知の視察のときに、やっぱりなるほど、どこの地方も一緒なんだなという、そういう雰囲気だったって思うとですよ、実際。

ですので、やっぱりそこは、市内市外というところはやっぱり一定の部分があるし、以前、議運で行った東京のところもたしかそういうような取扱いもあったかと思いますので、そういった方向でよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

複数の意見が出ておりますので、皆さん方の最後の確認ですけども、何か。

○委員（谷口 徹君） うちの今現在の基準を見てみると、大きな条項の2つ目、市外の者から提出された陳情書は郵送、持参を問わない、郵送でも持参でも、常任委員会にその写しを配付するだけということになっとつとですよ。つまり、市外の者から提出されたものは配付だけにとどまるということの運用になっているので、さっき大倉委員からもあったように、もう以前の運用に戻していいんじゃないかなと思います。

○委員長（山本幸廣君） ほかにございませんか。

○委員（大倉裕一君） 我々といいますか、私の思いとすれば、この出されています陳情第12号については、一旦、この内容については審議未了といいますか、採決を採っていただいて、それぞれの判断を出していただきたいなというふうなところがあります。

その後の問題として、新たにこの陳情の見直しを議運の中で議論させていただければというふうに思います。（委員成松由紀夫君「これは審議未了」と呼ぶ）（「そして、その前ంటば復活しよう」「復活する議論」「これについ

て審議未了」と呼ぶ者あり）まずは、これについて。（委員成松由紀夫君「審議未了ね」と呼ぶ）はい。私たちの思いとすれば、私たちちゅうか、私の思いとすれば。（委員成松由紀夫君「もう一回議論したいと」呼ぶ）今の運用じゃなくて、見直す前のやり方に戻したいというのが私の思い。前期もずっとそういうふうに主張してきたので、この部分ですね。

○委員（成松由紀夫君） 今、大倉委員が言われている部分を整理すると、審議未了は我々も同じ部分なので、まずはこれについて採決してもらって、その議論については多分、いや、以前に戻したい、いや、今のままでいいんじゃないのってなるので、そこは整理していただいてまた議論するってことで、まずはこれを対応するようなことでよろしいんじゃないですか。（「谷口委員さんは、採択、それとも」と呼ぶ者あり）（委員谷口徹君「いや、新たに議論したいので審議未了で」と呼ぶ）

○委員長（山本幸廣君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） それでは、複数の意見の中で審議未了というお声が上がっておりますので、これより、なければ、審議未了についてお諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第12号・八代市議会陳情書取扱基準の見直しについては、閉会中継続審査の申出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（山本幸廣君） 挙手全員。よって審議未了とすることに決しました。

以上で付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山本幸廣君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を散会いたします。

（午後2時16分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年3月9日

議会運営委員会

委員長